

西東京市告示第76号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づき、幅員4メートル未満の道を次のように指定する。

平成29年4月1日

西東京市長 丸山浩一

- 1 建築基準法第3章の規定が適用されるに至った際（以下「基準時」という。）現に存在する幅員4メートル未満2.7メートル以上の道で、一般の交通の用に使用されており、道路の形態が整い、道路敷地が明確であるもの。
- 2 旧市街地建築物法（大正8年法律第37号）の規定により、昭和5年1月1日以降指定された建築線（非常用建築線を除く。）間の道の幅員が4メートル未満1.8メートル以上のもの。
- 3 基準時において、現に存在する幅員4メートル未満1.8メートル以上の道で、一般の交通に使用されており、その中心線が明確であり、基準時に、その道のみ接する建築敷地があるもの。ただし、その道の延長が35メートル以上の袋地状の道で、避難又は通行の安全上、その道の周囲の土地の状況等により、終端付近に通り抜け道路の位置指定、自動車回転広場、非常用通路等のいずれかの設置を必要と認める状態にある場合で、別に指定した部分を除く。
- 4 前項ただし書にいう道の部分で、当該ただし書に規定する必要と認める処置を完了したものは、この告示により指定した道路とみなす。